

「人材不足」「従業員不足」等の解消に…



「くるみん」から始めてみませんか？

仕事と子育ての両立、労働時間の短縮、休暇の取得など、会社で検討・実施して欲しい支援等を調べて自社の現状・従業員のニーズを把握してみましょう。静岡県内では67社が「くるみん認定」を受けています（平成29年12月末現在）。「くるみん認定」は次世代育成支援対策推進法により「一般事業主行動計画」の策定を行い、行動計画の目標達成・実施状況により認定を受けるものです。

認定を受けた企業は、子育てサポート企業として「くるみんマーク」を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができ、この結果、企業イメージの向上や、優秀な従業員の採用・定着を図ることができます。

静岡県内の くるみん取得企業の声



《従業員から》

周りの協力を得て介護短時間勤務を経験した。仕事に集中することで効率アップが図れました。



《育児支援制度の導入》

育児や介護の為に、短時間の勤務と通常のフレックスタイム制度を組み合わせ、労働者の育児状況において働ける日は長めに働き、子どもの用事などで時間が必要な場合は短い勤務ができることから、多くの女性社員が力を発揮できるようにした。

《柔軟な働き方の推進》

所定の土日勤務の場合、平日を所定休日としたときに労働者個人の希望日を選べる、月数回までは、半日取得ができるようになった。

《福利厚生ライフサポート制度》

今後、仕事をしながら介護にあたる社員が増える時代に向けて介護休業法を上回る制度を導入し育児支援制度同様にフレキシブルな勤務体系を行い社員の力が発揮できるようにした。



くるみん・プラチナくるみん認定について

・優秀な人材確保へ！！

→近年では、リクナビやマイナビなど新規学卒者向け採用サイトでもアピールする企業が多数あります。

→さらに厳しい要件を満たすと、「プラチナくるみん」も取得可能です。

・こんなメリットも！！

→両立支援助成金の支給額がUPします！！※

※出生時両立支援コースの代替要員確保時に限ります。1人目の対象労働者が原職等に復帰後6か月を経過するまでに認定を受けると、対象となる人数が平成37年3月31日までに延べ50人まで拡大されます。



全国ランキング

くるみん

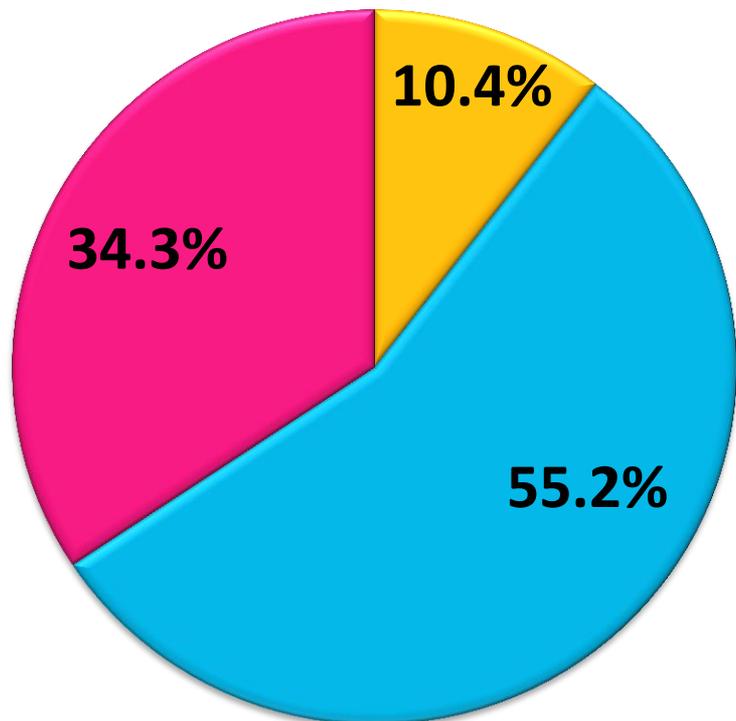
順位	都道府県	くるみん件数	プラチナ件数
1	東京都	982	74
2	大阪府	157	6
3	愛知県	111	2
4	神奈川県	98	4
5	兵庫県	83	4
6	埼玉県	73	3
7	静岡県	67	7
8	長野県	64	11
9	千葉県	53	6
10	京都府	53	3

プラチナくるみん

順位	都道府県	くるみん件数	プラチナ件数
1	東京都	982	74
2	長野県	64	11
3	静岡県	67	7
4	千葉県	53	6
5	大阪府	157	6
6	群馬県	42	4
6	神奈川県	98	4
6	石川県	29	4
6	福井県	27	4
6	三重県	30	4
6	兵庫県	83	4
6	岡山県	38	4

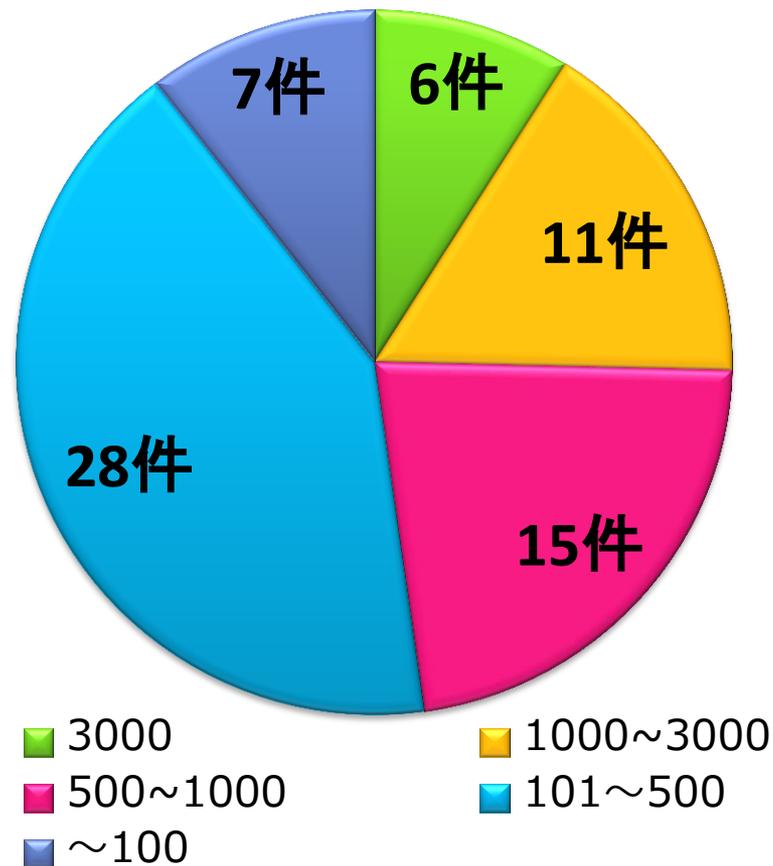
静岡県内の現況

〈県内分布〉



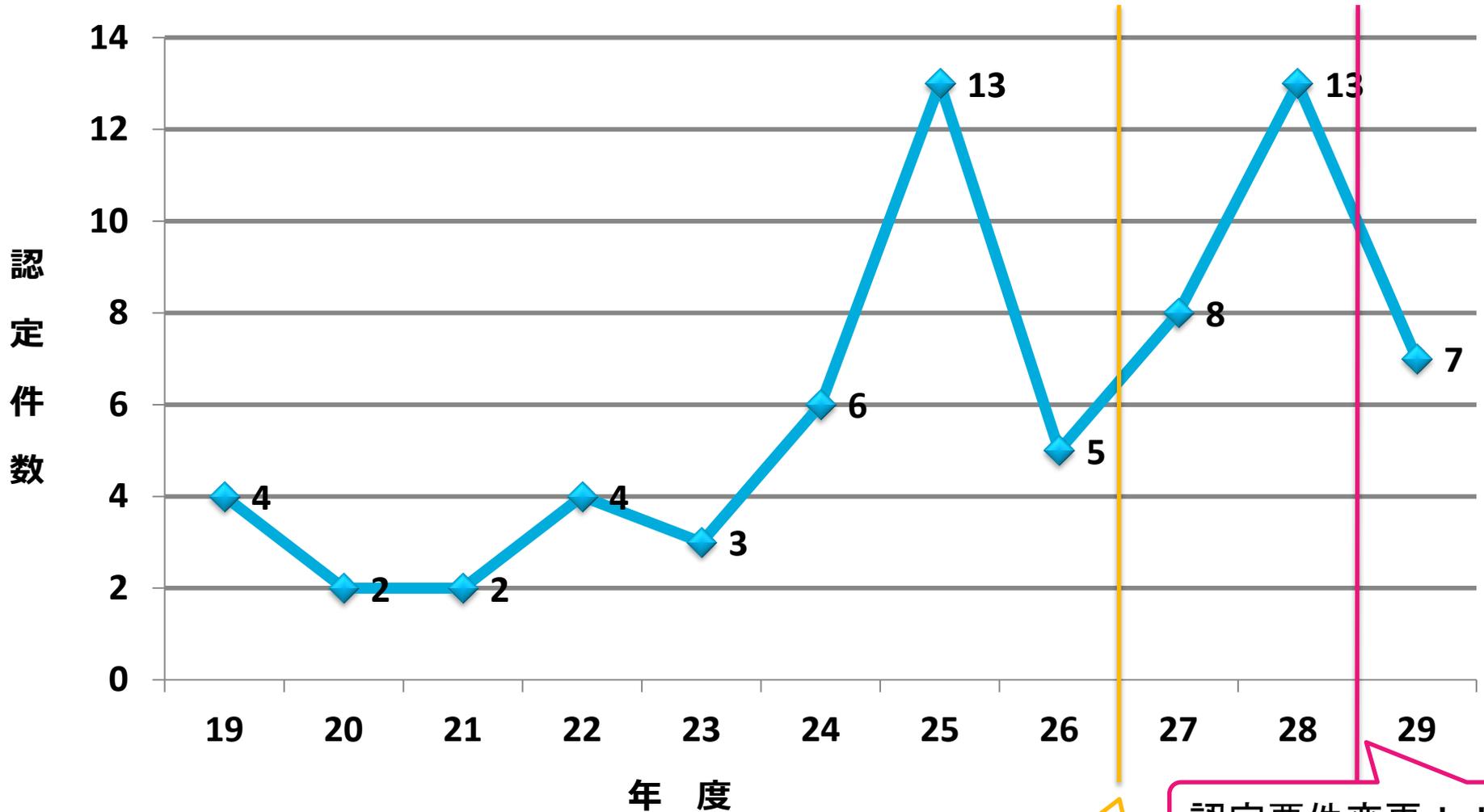
■ 東 ■ 中 ■ 西

〈企業規模別取得状況〉



■ 3000 ■ 1000~3000
■ 500~1000 ■ 101~500
■ ~100

年度別取得企業

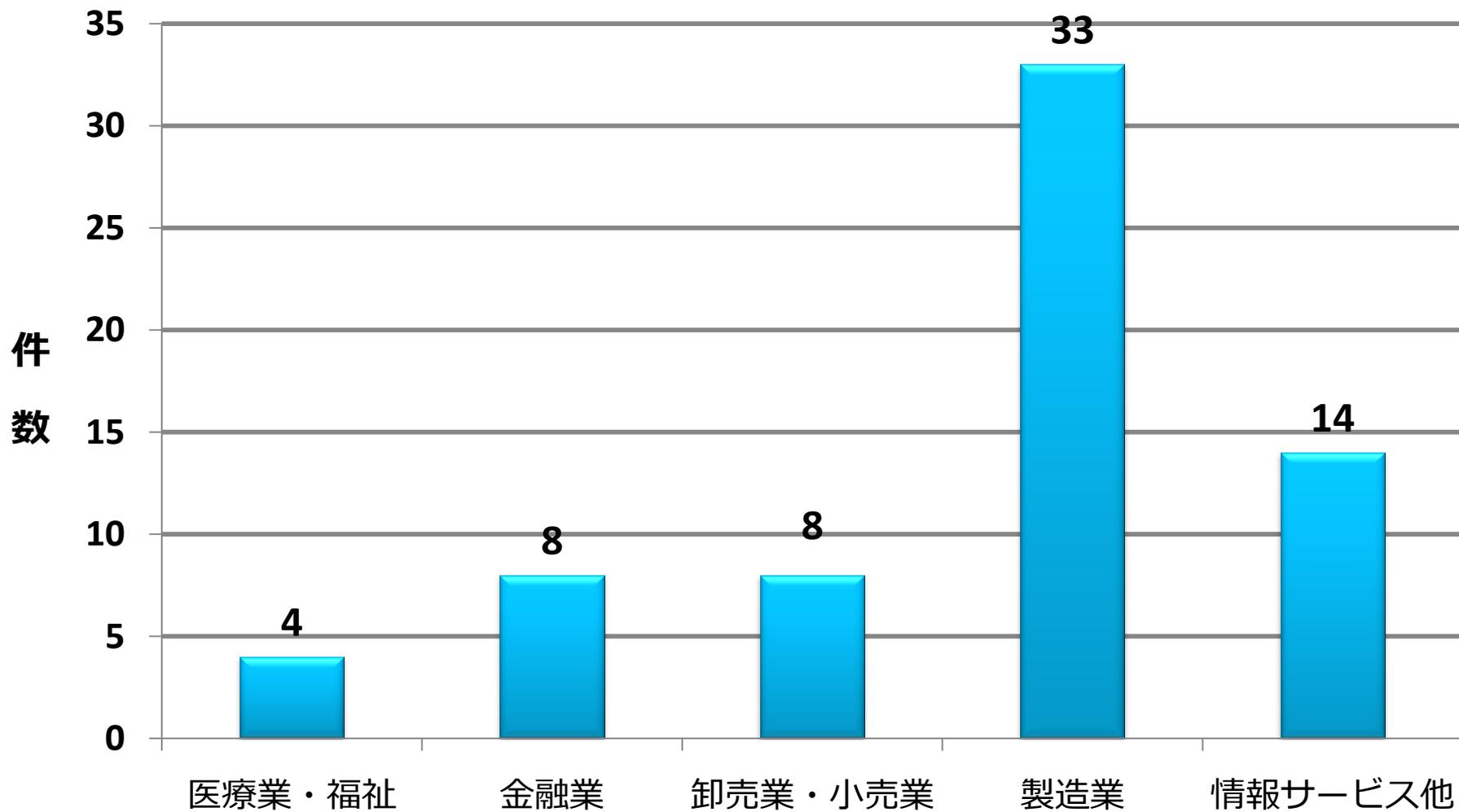


※複数回取得企業は1回目の取得年度でカウント
※29年度については、11月末現在の件数

プラチナくるみんの追加！

認定要件変更！！

取得業種



くるみん・プラチナくるみんが取れたら…

• 喜びの声多数

- 学生・顧客等の対外イメージがアップした！
- 女性の勤続年数が上がった！
- WLBが充実し、社内の空気がよくなった！

• プレスリリース

- 静岡労働局では、今後、くるみん及びプラチナくるみんを取得した企業を公開いたします！※

※ご希望のあった企業のみ公開します。

❀ご相談は 静岡労働局 雇用環境・均等室まで❀

TEL : 054-252-5310

くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されました！

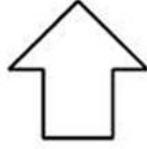
【改正のポイント】

- ① 法定時間外労働時間等の実績にかかると基準が新しくなりました
 くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに
 ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満
 ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がゼロ
 の2つの基準を満たす必要があります。
 ※「フルタイムの労働者等」とは短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除く、全ての労働者をいいます。
- ② くるみん認定の男性育児取得率の認定基準が「7%以上」になりました
 企業の子育てサポートには男性の育児を支援することが重要であることから、くるみん認定の男性の育児休業取得率は従来の「1人以上」から「7%以上」と、より高い基準となりました。
 ※平成29年4月1日～平成31年3月31日までは従来の「1人以上」でも基準を満たします。
 ※平成29年4月1日～平成31年3月31日の間に男性の育児休業取得者が1人以上で認定された場合は旧マークの付与となります。
- ③ くるみん認定について育児目的休暇取得等でも基準を満たすことができるようになりました
 男性による育児の促進に関する取組を評価するため、くるみん認定については、「企業が講ずる育児を目的とした休暇制度の取得率15%以上」かつ「育児休業取得者1人以上」の場合も基準を満たすことができるようになりました。
- ④ プラチナくるみんの公表事項に、労働時間数の実績が追加されました
 プラチナくるみん認定については、
 ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の各月の平均時間
 ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者の数が、公表事項に追加されました。

くるみんマークのデザインが新しくなりました！

認定基準等の見直しに合わせて、くるみんマークが新しくなりました。新しいマークは、平成29年4月1日以降に認定申請し、新基準を全て満たして認定された場合に付与されます。

※これまで付与された旧マークも、引き続き使えます。



新しいマークは上部に最新の認定年を記載し、いつ認定を取得した企業か、一目で分かるようになりしました。

また、星の数は、これまで認定を受けた回数を表しています。実際に付与されるマークは、認定を受けた回数に応じて星の数が変わります。